

職員の軽装勤務の通年実施について

- これまで
 - ・毎年度5月～10月まで夏季の軽装（いわゆるクールビズ）を実施
 - ・節電、業務効率、体調管理の観点からの取組み
- これから
 - ・実施期間を通年に拡大して
 - ・働きやすい職場環境を整備・維持し
 - ・冷暖房に頼りすぎないで省エネ推進に貢献し
 - ・業務能率アップを図る



柔軟な発想を生む環境とし
行政サービスの向上を図る

《目的》

1 働き方改革

各職員が感じる「働きやすさ」には個人差があります。それぞれが働きやすいと感じる服装で勤務することで、誰もが快適に働くことができ、効率的な働き方を推進します。

2 省エネルギー・省資源への寄与

それぞれのワークスタイルや仕事環境、日々の気温等に応じた服装を選択することにより、空調負荷の低減を図り各職員の省エネ行動を喚起することで、当組合地球温暖化対策実行計画の実践に寄与します。

○ 取組内容

- ・気候、勤務環境、職員の体調などの事情に応じて、職員各自が適宜判断して軽装に取り組む。
- ・具体的には
 - 通年で ノーネクタイ、ノージャケットが可能
 - 夏季は ポロシャツ等の着用が可能
 - 冬季は セーター、カーディガン、ベスト、フリース等の着用が可能

○ 留意事項

- ・品位を損なわない節度ある服装とする（職員服務規程第4条）。
- ・社会通念上必要と考えられる場合は、ネクタイ、ジャケットを着用するなど時、場所、場面に合わせた適切な対応をする。

○ 対象職員

- ・全職員（再任用職員、会計年度任用職員を含む。）

○ 実施開始日

- ・令和6年11月1日(金)から通年実施